平成２２年（フ）第３４号
青森県北津軽郡中泊町大字薄市字飛石39番地３
債務者　中村　琴美
1　決定年月日時　平成22年３月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月10日午後１時30分
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２２年（フ）第３６号
青森県西津軽郡鰺ヶ沢町大字舞戸町字西松島287番地10
債務者　太田　　満
1　決定年月日時　平成22年３月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月10日午後１時30分
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２２年（フ）第３７号
青森県西津軽郡鰺ヶ沢町大字舞戸町字西松島287番地10
債務者　太田江利子
1　決定年月日時　平成22年３月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月10日午後１時30分
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２２年（フ）第３８号
青森県北津軽郡鶴田町大字胡桃舘字池田12番地１
債務者　阿保　雪子
1　決定年月日時　平成22年３月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月10日午後１時30分
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２２年（フ）第４０号
青森県西津軽郡鰺ヶ沢町大字北浮田町字今須前田31番地
債務者　長谷川晶子
1　決定年月日時　平成22年３月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月10日午後１時30分
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２１年（フ）第２２１３１号
東京都品川区上大崎２丁目13―35―302
債務者　南　　智憲
1　決定年月日時　平成22年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月３日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３９７２号
東京都大田区大森北３丁目38―14
債務者　大野　泰義
1　決定年月日時　平成22年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月３日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１０号
東京都調布市深大寺東町３丁目１番地４エリール藤103
債務者　山城奈津紀
1　決定年月日時　平成22年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月３日午後３時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第２５１号
東京都立川市高松町１丁目１番５号
債務者　小菅　達男
1　決定年月日時　平成22年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月３日午後３時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第２５２号
東京都立川市高松町１丁目１番５号
債務者　小菅　貞子
1　決定年月日時　平成22年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月３日午後３時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第２７３号
東京都大田区西蒲田４丁目11番９号ア・クール杉原301
債務者　常松　竜子
1　決定年月日時　平成22年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月３日午後３時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第２９７号
東京都江戸川区春江町３丁目36番16号椿タネヤビル203
債務者　日下部和可子（旧姓勝村）
1　決定年月日時　平成22年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月３日午後３時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第３１８号
東京都葛飾区白鳥４丁目20番４―205号
債務者　早坂　克仁
1　決定年月日時　平成22年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月３日午後３時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第３９号
岡山県美作市楢原上416番地２
債務者　野内　祐介
1　決定年月日時　平成22年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月10日午後１時10分
岡山地方裁判所津山支部

平成２２年（フ）第１１３号
静岡県袋井市諸井946番地の１　マンション藤田106号室、前住所静岡県袋井市浅羽2434番地の６　雇用促進１―308
債務者　山下　英伺
1　決定年月日時　平成22年３月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月４日午前11時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係